

## GSDM 履修生の長期派遣プログラムに関する規約

### 1. 支援の概要

GSDM に所属する学生が、1 カ月～6 カ月程度（最長 1 年）渡航する際、学生からの申請に基づき厳格な審査を行なった後支援することを決定する。長期派遣プログラムを国際プロジェクト実習として利用する際の期間に関しては、国際プロジェクト実習の規約に従う。

### 2. 応募資格と条件

- (1) GSDM に所属し、Qualifying Examination に合格した学生を対象とする。支援は GSDM プログラム履修期間内に 1 回のみとする。
- (2) 日本人学生の場合は、原則として国際プロジェクト実習のための渡航のみにこの支援を受けられることとする。
- (3) 留学生の場合は、日本国内で国際プロジェクト実習をする際にもこの支援の対象とする。
- (4) 国際プロジェクト実習に関して支援を受けない場合は、別途、長期派遣支援を受けることができる。
- (5) 指導教員の許可が得られることを条件とする。

### 3. 審査

書類審査、面接を経て支援の可否を決定する。

### 4. 支給額

- (1) 1 人あたりの GSDM からの支援総額は原則 100 万円を上限とする。
- (2) 航空券代、宿泊費、日当およびビザ取得費用を支給する。ただし、航空券については出来る限り安価なエコノミークラス航空券を大学生協か日本旅行を通じて校費伝票扱いで購入すること。宿泊費は実費相当額とし、日当は派遣期間等に応じ 30 日までは上限 3,000 円、30 日を超える分については上限 1,500 円とする。日本国内で宿泊を伴う国際プロジェクト実習を行う場合の日当は、30 日までは上限 2,300 円、30 日を超える分については上限 1,500 円とする。

### 5. 渡航期間

- (1) 原則 1～6 カ月程度、最長 1 年とする。

### 6. 提出書類と提出先

支援を受けようとする学生は、下記の書類を GSDM 事務局（[gsdm-ppoffice@pp.u-tokyo.ac.jp](mailto:gsdm-ppoffice@pp.u-tokyo.ac.jp)）に、メールにて原則渡航の 2 カ月前までに提出しなければならない。厳正な審査、面接の後、支援の可否について事務局より連絡する。

#### (1) 申請書類

- 1) GSDM 長期派遣プログラム申請書
- 2) 海外共同研究の場合、受け入れ先の受け入れ条件、受け入れ期間等を示す文書を添付する。

- 3) 海外インターンシップの場合は受入先からのアクセプタンスレター等(受け入れ期間の入ったもの)を添付する。
- 4) 航空券の見積書。申請時点では、航空券などの手配は行わない。

(2) 書類選考およびインタビュー

- 5) 書類選考後、面接を行い、支援の可否を決定する。

(3) 支援承認後の提出書類

- 6) 指導教員のコメントとサインまたは押印のある申請書原本
- 7) 宿泊先の金額、宿泊期間を示す書類
- 8) 保険に加入していることを証明する書類(コピー可)
- 9) 緊急連絡先リスト

渡航中

- 1 0) 渡航後 1 週間以内、その後は 2 週間ごとに、指導教員を通じて状況の報告を行う。報告書のフォーマットは GSDM のホームページよりダウンロードすることができる。
- 1 1) 渡航後、共同研究の実施計画、共同研究やインターンシップの受入先における受入条件などに重大な変更が生じた場合には、速やかに指導教員および事務局に連絡しなければならない。

(4) 帰国後 2 週間以内に提出する書類

- 1 2) 最終報告書
- 1 3) 往復の搭乗券半券
- 1 4) 宿泊費領収書原本

以上